

2025年3月17日

各 位

会 社 名 株式会社ハウテレビジョン  
代表者名 代表取締役社長 音成 洋介  
(コード番号7064 東証グロース)  
問合せ先 取締役 清水 伸太郎  
(TEL 03-6427-2862)

## 監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年4月23日に開催予定の定時株主総会に「定款一部変更の件」として、監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関する議案を付議することを決議しましたので、以下の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員会を取締役会の構成員とすることで、取締役会の監査・監督機能の強化を図り、コーポレートガバナンス体制の一層の強化及び企業価値の向上を実現することを目的としています。

##### (2) 移行の時期

2025年4月23日開催予定の定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、機動的な資本政策及び配当政策を図るため剰余金の配当等に関する規定の新設・削除、その他所要の変更を行うものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

##### (3) 変更の日程

定款の一部変更のための株主総会開催日 2025年4月23日

定款の一部変更の効力発生日 2025年4月23日

以 上

## 別紙

## 定款 新旧対照表

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p><u>2. 監査役</u></p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第8条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第11条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p><u>2. 監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>3. 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。</u></p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

<p>第 12 条～第 17 条（条文省略）</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>（員 数）</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、7 名以内とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（選任方法）</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>（任 期）</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により、取締</p>	<p>第 11 条～第 16 条（現行どおり）</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>（員 数）</p> <p>第 17 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7 名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は、3 名以上 4 名以内とする。</p> <p>（選任方法）</p> <p>第 18 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>（任 期）</p> <p>第 19 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>第 20 条 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により、取締</p>
---	---

役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第22条(条文省略)

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(新設)

第24条～第26条(条文省略)

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもつ

(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第21条(現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の委任)

第23条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に委任することができる。

第24条～第26条(現行どおり)

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務

<p>て、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u> <u>第 29 条～第 36 条</u></p>	<p>(削除) (削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第 29 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第 6 章 会計監査人 第 <u>37 条</u>～第 <u>38 条</u> (条文省略)</p>	<p>第 6 章 会計監査人 第 <u>32 条</u>～第 <u>33 条</u> (現行どおり)</p>

<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 <u>39</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第 <u>40</u> 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p> <p>第 <u>41</u> 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年1月<u>31日</u>とする。</p> <p>2 <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(<u>中間配当</u>)</p> <p>第 <u>42</u> 条 当会社は、取締役会の決議によって、<u>毎年7月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第 <u>43</u> 条～第 <u>44</u> 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 <u>34</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第 <u>35</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p> <p>第 <u>36</u> 条 当会社は、取締役会の決議をもって会社法第 <u>459</u> 条第1項各号に掲げる事項を定める。</p> <p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p> <p>第 <u>37</u> 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年1月<u>31日</u>とする。</p> <p>2 <u>当会社の中間配当の基準日は、毎年7月31日とする。</u></p> <p>3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第 <u>38</u> 条～第 <u>39</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(<u>監査役の実任免除に関する経過措置</u>)</p> <p>第 <u>40</u> 条 当会社は、第 <u>15</u> 回定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第 <u>426</u> 条第1項の規定により、任務を怠ったことに</p>
---	---

	<p><u>よる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
--	--